

「袴田事件」の早期再審無罪判決を求める要請書

年　月　日

静岡地方裁判所刑事部　國井　恒志　裁判長　殿

2023年3月20日、東京高検は3月13日に東京高裁が出した袴田巖さんの再審を認める決定に対して特別抗告を断念しました。これにより、貴庁の村山浩昭裁判長らによる再審開始決定が約9年を経てようやく確定しました。1966年(昭和41年)に袴田さんが不当逮捕されてから57年、1981年に申し立てた最初の再審請求からもすでに42年、艱難辛苦の末に死刑再審の重い扉がついに開き、袴田さんや姉のひで子さん、弁護団、そして私たち支援者の悲願である再審無罪判決がいよいよ手に届くところまで来ています。

ところが検察は、未だに袴田さんの無実を裏付ける多くの証拠を隠しておきながら、再審開始決定が確定した直後から税金と権力を使って補充捜査を行い、「5点の衣類がねつ造されたことを示す証拠はない」などとして、再審公判で「被告人が有罪であることを主張立証する」と表明しました。これはすなわち、無実の袴田さんを改めて死刑台に連れ戻すと宣言したに等しく、愚かな行為以外の何ものでもありません。

この方針決定に対しては、弁護団が撤回を求めており、多くの全国紙や地方紙が社説で軒並み厳しく批判しています。検察は、十数年にわたる再審請求審の審理で、充分過ぎる有罪立証の機会が与えられ、その上で再審開始が確定しました。決着のついた「5点の衣類」の血痕の色問題を蒸し返し、組織のメンツを保つことに汲々とする検察に対し、市民の怒りの声がネット上に溢れているのも当然です。

私たちは、貴職が検察のこれまでの再審請求審の蒸し返しとなる証拠調べ請求を却下し、無益な時間を費やすことのないよう求めます。袴田さんは現在87歳、ひで子さんにいたっては90歳です。命あるうちに袴田さんから「死刑囚」の汚名を取り去り、袴田さんが真の自由を取り戻せるよう貴職が適切に職権行使されることを求めます。貴職には「冤罪は生きてそがなければ惨め過ぎるのだ」と獄中日記に書いた袴田さんの叫びを真摯に受けとめ、一刻も早く再審無罪判決を言い渡すよう要請します。

あわせて、憲法が保障する「裁判公開の原則」にもとづいて、裁判傍聴を広く認め、公正で迅速な審理の実現を要請致します。

氏　名	住　所

【集約団体】袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会

構成団体：日本国民救援会／日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会／袴田巖さんの再審を求める会／袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会／袴田巖さんを救援する静岡県民の会／袴田さん支援クラブ／浜松・袴田巖さんを救う市民の会／無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

【送り先・問合せ】〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階

日本国民救援会中央本部 (TEL : 03-5842-5842)

国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401

電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355



救援新聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可